

昭和三十六年法律第百八十八号

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公立の高等学校に關し、配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学校の適正な配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めるとともに、公立の中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に關し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「教職員」とは、校長(中等教育学校の校長を除き、特別支援学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特別支援学校の校長とする。以下同じ)、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員(それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ)をいう。

2 この法律において、「全日制の課程」とは学校教育法第四条第一項に規定する全日制の課程をいい、「定時制の課程」とは同項に規定する定時制の課程をいい、「通信制の課程」とは同項に規定する通信制の課程をいう。

3 この法律において、「農業に関する学科」とは農業に関する専門教育を主とする学科をいい、「水産に関する学科」とは水産に関する専門教育を主とする学科をいい、「工業に関する学科」とは工業に関する専門教育を主とする学科をいい、「商業に関する学科」とは商業に関する専門教育を主とする学科をいい、「家庭に関する学科」とは家庭に関する専門教育を主とする学科をいう。

第二章 削除

第三条 削除

第三章 公立の高等学校の適正な配置及び規模

第四条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等

学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

第五節 削除

第四章 公立の高等学校等の学級編制の標準

(学級編制の標準)

第六条 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ)の全日制の課程又は定時制の課程における一学級の生徒の数は、四十人を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

第五章 公立の高等学校等の教職員定数の標準

(教職員定数の標準)

第七条 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ)に置くべき教職員の当該高等学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「高等学校等教職員定数」という)は、次条から第十二条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第八条 校長の数は、学校(中等教育学校を除く。)の数に一を乗じて得た数とする。

第九条 副校長、教頭、主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 次に掲げる数の合計数に一を乗じて得た数の課程及び定時制の課程の人数
イ 生徒の収容定員が二百人以上の全日制の課程及び定時制の課程の人数
ロ 二以上の学科を置く全日制の課程又は定時制の課程(その学科のいずれもが同一の専門教育の分野に係る専門教育を主とする学科であるものを除く。ハにおいて「複数学科設置課程」という)でその生徒の収容定員が六百八十一人以上のもの数
ハ 複数学科設置課程以外の全日制の課程又は定時制の課程でその生徒の収容定員が九百二十一人以上のもの数

二 通信制の課程の数

二 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ)又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ)について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ)の合計数

Table with 3 columns: Course Type (全日制/定時制), Student Capacity (生徒の収容定員による課程の規模), and Calculation (除すべき数). Rows include various course types and student capacity ranges.

三 通信制の課程を置く学校(本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす)について、当該課程の生徒の数を、次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数(一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとする)を合算した数

Table with 3 columns: Course Type (定時制/通信制), Student Capacity (人員の区分), and Calculation (除すべき数). Rows include various course types and student capacity ranges.

四 生徒の収容定員が三百二十一人以上の全日制の課程又は生徒の収容定員が四百四十一人

百一人以上の全日制の課程又は定時制の課程
ごとに当該課程の生徒の収容定員の数から二
百を減じて得た数を三百六十で除して得た数
の合計数とを合計した数

二 生徒の収容定員が四百四十一人以上の全日
制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一
を乗じて得た数

三 全日制の課程又は定時制の課程で当該課程
に置かれる農業、水産又は工業に関する学科
の生徒の収容定員の合計数が二百一人以上の
もの数に一を乗じて得た数

四 通信制の課程を置く学校について、当該課
程の生徒の数を四百で除して得た数を合算し
た数

第十三条 削除

第六章 公立の特別支援学校の高等部の学
級編制の標準
(学級編制の標準)

第十四条 公立の特別支援学校の高等部の一学級
の生徒の数は、重複障害生徒(文部科学大臣が
定める障害を二以上併せ有する生徒をいう。以
下この条において同じ。)で学級を編制する場
合にあつては三人、重複障害生徒以外の生徒で
学級を編制する場合にあつては八人を標準とし
る。ただし、やむを得ない事情がある場合及び
高等部を置く特別支援学校を設置する都道府県
又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市
町村における生徒の実態を考慮して特に必要が
あると認める場合については、この限りでな
い。

第七章 公立の特別支援学校の高等部の教
職員定数の標準
(教職員定数の標準)

第十五条 公立の特別支援学校の高等部に置くべ
き教職員の当該特別支援学校を設置する都道府
県又は市町村ごとの総数(以下「特別支援学校
高等部教職員定数」という。)は、次条から第
二十一条までに規定する数を合計した数を標準
として定めるものとする。

第十六条 校長の数は、高等部のみを置く特別支
援学校の数に一を乗じて得た数とする。
(教諭等の数)

第十七条 教諭等の数は、次に定めるところによ
り算定した数を合計した数とする。
一 六学級以上の高等部のみを置く特別支援学
校の数と高等部を置く特別支援学校でその学

級数(幼稚園の学級数を除く。)が二十七学
級以上のもの(小学部及び中学部の学級数が
二十七学級以上のものを除く。)の数との合
計数に一を乗じて得た数

二 特別支援学校の高等部の学級数の合計数に
二を乗じて得た数

三 特別支援学校の高等部でその学級数が六学
級から十七学級までのもの数に一を乗じて
得た数と特別支援学校の高等部でその学級数
が十八学級以上のもの数に二を乗じて得た
数との合計数

四 特別支援学校の高等部に置かれる専門教育
を主とする学科の数と知的障害者、肢体不
自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。次号に
おいて同じ。)である生徒に対する教育を主
として行う特別支援学校(以下「養護特別支
援学校」という。)の高等部(専門教育を主
とする学科のみを置くものを除く。)の数と
の合計数に二を乗じて得た数と養護特別支
援学校の高等部で専門教育を主とする学科のみ
を置くものの数に一を乗じて得た数との合
計数

五 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分
ごとの学校(高等部が置かれていないものを
除く。)の数に当該特別支援学校の区分に応
ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の
合計数、四学級以上の高等部ごとに当該部の
学級数から三を減じて得た数に六分の一を乗
じて得た数(一未満の端数を生じたときは、
一に切り上げる。第二十条において同じ。)
の合計数及び高等部のみを置く特別支援学校
の数に一を乗じて得た数を合計した数

特別支援学校の区分

特別支援学校の区分	乗ず る数
視覚障害者である生徒に対する教 育を主として行う特別支援学校	一
聴覚障害者である生徒に対する教 育を主として行う特別支援学校	一
知的障害者である生徒に対する教 育を主として行う特別支援学校	一
肢体不自由者である生徒に対する 教育を主として行う特別支援 学校	三
病弱者である生徒に対する教育を 主として行う特別支援学校	一

六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学
校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を

置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同
表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数
から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職
員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法
律第百十六号)第十一条第一項第八号に定め
るところにより算定した数を減じて得た数

寄宿する特別支援学校の児童 及び生徒の数	乗ずる数
八十人以下	二
八十一人から二百人まで	三
二百人以上	四

第十八条 (養護教諭等の数)

養護教諭等の数は、高等部のみを置く
特別支援学校の数と高等部を置く特別支援学校
でその児童及び生徒の数が六十一人以上のもの
(小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十
一人以上ものを除く。)の数との合計数に一
を乗じて得た数とする。
(実習助手の数)

第十九条 実習助手の数は、次の各号に定めると
ころにより算定した数を合計した数とする。

一 特別支援学校の高等部について、当該部に
置かれる専門教育を主とする学科の数に二を
乗じて得た数の合計数

二 養護特別支援学校の高等部(専門教育を主
とする学科のみを置くものを除く。)の数に
二を乗じて得た数
(寄宿舎指導員の数)

第二十条 寄宿舎指導員

寄宿舎指導員は、寄宿舎を置く特
別支援学校ごとに次に定めるところにより算定
した数の合計数(高等部の生徒のみを寄宿させ
る寄宿舎のみを置く特別支援学校について当該
合計数が十二に達しない場合にあつては、十
二)を合算した数とする。
一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒(肢体不
自由者である生徒を除く。)の数に五分の一を
乗じて得た数
二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等
部の生徒の数に三分の一を乗じて得た数
(事務職員の数)

第二十一条 事務職員

事務職員の数は、特別支援学校の高
等部の数に二を乗じて得た数とする。

第八章 雑則

第二十二條 第九條から第十二條まで及び第十七
條から前條までの規定により教諭等、養護教諭
等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数

を算定する場合において、次に掲げる事情があ
るときは、これらの規定により算定した数にそ
れぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規
定により算定した数からそれぞれ政令で定める
数を減ずるものとする。

一 農業、水産又は工業に関する学科を置く公
立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含
む。以下この条において同じ。)についての政
令で定める特別の事情

二 公立の高等学校又は特別支援学校の高等部
にそれぞれ政令で定める学科を置くこと。
三 公立の高等学校において教育上特別の配慮
を必要とする生徒に対する特別の指導であつ
て政令で定めるものが行われていること。

四 公立の高等学校において多様な教育を行う
ための教育課程の編成についての政令で定め
る特別の事情

五 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭
和二十四年法律第一号)第二十二條第三項に
規定する長期にわたる研修を受けているこ
と、当該学校において教育指導の改善に関す
る特別な研究が行われていることその他の政
令で定める特別の事情
(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の
数への換算)

第二十三条 第八條から第十二條まで又は第十六
條から第二十一條までに定めるところにより算
定した教職員の数は、政令で定めるところによ
り、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程
を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く校
長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教
諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実
習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務
員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二
十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を
占める者の数に換算することができる。

第九條又は第十七條に定めるところにより算
定した教諭等の数は、政令で定めるところによ
り、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程
を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く講
師(地方公務員法第二十二條の二第一項第一号
に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮し
て政令で定める者を除く。)の数に換算するこ
とができる。

第二十四条 第七條及び第十五條に規定する高等
学校等教職員定数及び特別支援学校高等部教職

員定数に含まない数
(教職員定数に含まない数)

員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者

四 地方公務員法第二十六条の六第七項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

五 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

附則抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

11 平成二十五年四月一日から令和十五年三月三十一日までとの間においては、第九条から第十二条まで及び第十七条から第二十一条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定する場合において、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区に公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校の高等部が設置されているときは、当該地域における教育の特殊事情に鑑み、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加えるものとする。

附則（昭和三十六年一月九日法律第二〇〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十一年三月三十一日法律第二一号）抄

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（昭和四十二年七月一八日法律第六七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附則（昭和四十九年六月一日法律第七〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（昭和四十九年六月二二日法律第九〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年七月二一日法律第六二号）抄

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則（昭和五三年六月九日法律第六五号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（昭和五五年五月二二日法律第五七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

5 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「新高校標準法」という。）第十四条の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況等を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

（高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置）

6 新高校標準法第七条から第十二条までの規定による高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五条から第二十一条までの規定による特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらに定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

附則（平成三年五月二二日法律第七九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月二四日法律第一〇〇号）抄

1 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成五年三月三十一日法律第一四四号）抄

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

4 （高等学校等の学級編制に関する経過措置）

公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程の学級編制（第二条の規定による改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第六条の規定により一学級の生徒の数の標準が四十人とされている学科の生徒で編制するものを除く。）又は公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下この項において「法」という。）第十四条に規定する心身の故障を二以上併せ有する生徒で編制するものを除く。）については、平成十二年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の法（以下「新高校標準法」という。）第六条又は第十四条の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況等を考慮し、これらの規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等学校、中等教育学校又は高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

（高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置）

5 新高校標準法第七条に規定する高等学校等教職員定数又は新高校標準法第十五条に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成十二年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員数の総数の推移等を考慮し、これらに定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

附則（平成九年二月五日法律第一〇九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年六月二二日法律第一〇一号）抄

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年九月二八日法律第一一〇号）抄

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月二二日法律第一六〇号）抄

1 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成一二年四月二八日法律第五二号）抄

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三十一日法律第二二二号）抄

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置）

3 第二条の規定による改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下この項において「新高校標準法」という。）第七条に規定する高等学校等教職員定数又は新高校標準法第十五条に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成十七年三月三十一日までの間は、これらに定めるところにかかわらず、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特殊教育諸学校の高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

附則（平成二十三年七月一日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定、平成十四年四月一日

附則（平成二十三年二月七日法律第一四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年六月二日法律第六三三号）抄

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年六月七日法律第五三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年五月一六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十九年六月二七日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定、平成二十年四月一日

附則（平成二十九年六月二七日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十四年六月二七日法律第六三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年一月二二日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十九年三月三一日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年五月一七日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三一日法律第一一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和三年六月二一日法律第六三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和四年一月二八日法律第九二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。